

埼玉県社会福祉協議会広報誌広告掲載要領

1 趣旨

埼玉県社会福祉協議会（以下、本会という）が行う広報活動の一環として、本会と関わりのある企業や取引業者等の情報を、本会広報誌上で広告として掲載し、広報することを目的とする。

2 方法

- (1) 本会広報誌の誌面上で広告を掲載する。
- (2) 広告は、広告主がイラストレーター等で作成しデータを提出することとする。

3 規格および料金（1カ月）

ア	縦 60 mm × 横 85 mm	… 30,000 円
イ	縦 60 mm × 横 180 mm	… 60,000 円
ウ	縦 120 mm × 横 180 mm	…120,000 円
エ	縦 260 mm × 横 180 mm	…180,000 円

但し、本会と広告掲載希望者との協議ができるものとする。

4 掲載できる広告の内容

以下の（１）～（５）のうち福祉サービス利用者および事業者にとって有用と思われるもの。

- (1) 福祉サービス、社会福祉施設案内
- (2) 福祉系学校、学科案内
- (3) 福祉整備・備品、福祉用具、福祉車両の販売
- (4) 福祉・医療・保健分野の書籍・DVD・ビデオ・コンピュータソフト等の販売
- (5) その他、福祉事業の運営に関わるサービス（印刷、保険、旅行会社等）

ただし、以下のものについては掲載できないものとする。

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 公序良俗に反しているものまたは反する恐れがあるもの
- (3) 政治性または宗教性のあるもの
- (4) 意見広告
- (5) 個人の氏名広告
- (6) 本会が取り扱う広告として適当ではないと本会が認めるもの

5 申し込み及び掲載決定

申込書（別紙1）により申し込むこととし、掲載の可否については決定通知書（別紙2）により通知する。

6 広告料の納入について

- (1) 料金の納入については、広告掲載後に、広告料を本会から別途請求するものとする。
- (2) 一度納入された料金は還付しない。ただし、本会の責めによる事由（機器の調整等による場合を除く）により広告が掲載できなかった場合には、掲載できなかった月数に応じた広告料に相当する額を還付する。
- (3) (2)にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、本会広報誌の発行を一時停止した場合は、料金は還付しない。

7 申し込み／広告原稿送付／問い合わせ先

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 地域情報課

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65

彩の国すこやかプラザ内

TEL : 048-822-1192 FAX : 048-822-1449

e-mail: koutyou@fukushi-saitama.or.jp

附則

この要領は、平成21年12月8日から適用する。

附則

この要領は、平成23年12月22日から適用する。

申し込み日：平成 年 月 日

別紙 1

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 地域情報課 行

広報誌広告掲載 申込書

下記の通り申し込みます。

記

1 広報誌広告掲載の希望

希望期間	規 格	料 金
_____月～_____月	ア 縦 60 mm × 横 85 mm ()	_____円 × _____ヵ月 = _____円
計 _____ヵ月	イ 縦 60 mm × 横 180 mm ()	
	ウ 縦 120 mm × 横 180 mm ()	
	エ 縦 260 mm × 横 180 mm ()	

2 次のいずれかで広告イメージを提出する

- (1) 広告イメージが分かるものを添付する
- (2) 同様の広告が掲載されている URL を明記する

<http://www.> _____

事業所名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

住 所 〒 _____

電話番号 _____

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 地域情報課

TEL : 0 4 8 - 8 2 2 - 1 1 9 2 FAX : 0 4 8 - 8 2 2 - 1 4 4 9

E-mail : koutyou@fukushi-saitama.or.jp

別紙2

年 月 日

様

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会事務局長

埼玉県社会福祉協議会広報誌広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありました埼玉県社会福祉協議会広報誌への広告の掲載について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

- 1 決定内容 掲載する
掲載しない

〔理由〕

- 2 広告掲載期間 年 月 ~ 年 月 計 月

- 3 広告掲載料 円

以上